

欧州復興開発銀行を設立する協定の改正

欧州復興開発銀行を設立する協定の改正

欧州復興開発銀行を設立する協定の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

第一条 目的

銀行は、経済的な発展及び復興に貢献するに当たり、複数政党制民主主義、多元主義及び市場経済の諸原則を誓約しかつ適用している中欧及び東欧の各国における開放された市場指向型経済への移行並びに民間及び企業家の自発的活動を促進することを目的とする。銀行は、同一の条件で、モンゴル並びに総務の総数の三分の二以上の多数であつて加盟者の総投票権数の四分の三以上を代表するものによる賛成投票により銀行が決定する地中海の南部及び東部の加盟国においてもその目的を達成することができる。このため、この協定及びその附属書において、「中欧及び東欧の各国」、「中欧及び東欧の諸国」、「中欧及び東欧の国」又は「受益国」というときは、モンゴル並びに当該地中海の南部及び東部の加盟国も含むものとする。

第十八条を次のように改める。

第十八条 特別基金

1 (i) 銀行は、受益国及び潜在的な受益国において、銀行の目的に役立つことを意図し、かつ、銀行の任務の範囲内に入る特別基金の管理を受諾することができる。特別基金の全ての管理費用は、当該特別基金によって負担される。

(ii) (i)の規定の適用上、総務会は、受益国でない加盟者の要請に基づき、適当と認める限られた期間、適当と認める条件の下で当該加盟者が潜在的な受益国としての資格を有することを決定することができる。その決定は、総務の総数の三分の二以上の多数であつて加盟者の総投票権数の四分の三以上を代表するものによる賛成投票によつて行う。

(iii) 加盟者が潜在的な受益国としての資格を有することを認める決定は、当該加盟者が受益国となる要件を満たすことができる場合にのみ行うことができる。当該要件は、当該決定が行われる時において第一条に定められている要件又は当該決定が行われる時において総務会が既に承認している改正が効力を生ずる時に同条に定められることとなる要件とする。

(iv) 銀行は、潜在的な受益国が(ii)に規定する期間内に受益国とならなかつた場合には、特別基金の資産の

秩序ある換価、保全及び管理並びに特別基金に関連して生ずる債務の決済に付随する業務を除くほか、当該潜在的な受益国における全ての特別業務を直ちに停止する。

2 銀行が管理を受諾した特別基金は、受益国及び潜在的な受益国において、銀行の目的及び任務、その他この協定の関連規定並びに当該特別基金に関する合意に合致するいずれの方法及び条件によっても使用することができる。

3 銀行は、各特別基金の設定、管理及び使用のため必要な規則を採択する。この規則は、明らかに銀行の通常業務にのみ適用される規定を除くほか、この協定の規定に適合しなければならない。

